

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成19年6月29日

# 「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」

# <評価・監視結果に基づく勧告>

国の債権管理の状況、問題点等について、**府省横断的、かつ全国的に初めて**調査を実施 (7 管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、6 行政評価事務所が平成17年12月から18年3月にかけて実地調査)

各府省所管の一般会計や特別会計の全般にわたって存在する歳入金債権について、**本省庁、出先機関等195機関**を抽出して調査分析

ノウハウ不足等による不適切な処理や処理の停滞が幅広くみられることから、**全府省(16府省)**に対し、**債権管理に関する組織的な取組と管理意識の改善、説明責任の履行**を促すため、マニュアルの整備や情報開示の充実などを勧告

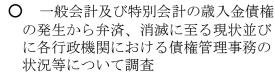
「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

# 概略

# 背景

- 国の金銭債権の管理については、債管法(注1)で「法令の定めるところに従い、 債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも国の利益に適合するように処理 しなければならない。」と規定。各行政機関は、債管法が定める債権の把握、取立 て、保全、消滅等の手続等に基づき、また、保険料など特定の債権については、国 税徴収法(注2)等の関連規定に基づき、債権管理事務を実施。
- 歳入・歳出一体改革が国の最重要課題と位置付けられている中、債権の適切な管理回収は、各行政機関共通の課題。債権管理事務の適切な実施を通じ、**国の財政上の利益を確保し、債務者間の不公平や債務者のモラル低下を招かないことが必要。**

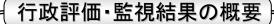
(注1) 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)(注2) 国税徴収法(昭和34年法律第147号)



O 調査対象:195機関

本省庁44機関、出先機関133機関、 貯金事務センター8機関、都道府県10府県

○ 行政評価・監視において、**債権管理 の全段階を通じ、府省横断的、かつ全 国的に**調査するのは初めて





- ・各年度末の債権現在額の数字からは読み取れないが、**毎年度、多額の歳入金債権が発生し、弁済等によって消滅**。一方で、**履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況も随所にうかがわれる**。
- 2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等
  - ・債権管理事務の各段階を通じ、法令等で定められた事務が適切に実施されていないなどの事例が幅広くみられる。
  - ・自力執行できる債権の**実務マニュアルの整備が低調**な機関が存在。一般債権の**実務マニュアルが充実**しているのは**一部の機関**に限られる。
- 3 主な勧告事項

#### 適切かつ効果的な債権管理事務の推進

・債権管理機関が管理する債権の種類・態様に沿った 実務マニュアルの整備、研修の計画的実施、 内部監査の活用等

#### 国の債権に係る情報開示の充実

・国の債権に係る**情報開示の充実**を図るための開示 方法等の検討等

勧告先:全府省

勧告日:

平成19年6月29日

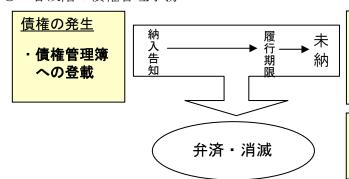
#### 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

- ・労災年金受給者等の生存確認における**住民基本台帳ネットワークシステム**の活用
- ・物件使用料債権、電波利用料債権の滞納者について、許可の取消等の措置等の検討

# 債権管理事務の概要

## 制度・仕組み

- 各債権管理機関においては、
  - ① 債管法を一般的な管理のための法律として、管理事務を実施
  - ② 補助金等の返還金や健康保険の保険料など、国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている特定の債権(注1)については、国税徴収法等の関連規定に基づき滞納処分等の事務を実施
- 各段階の債権管理事務



#### 債権の取立てと保全

- 督促
- 資力調査
- 時効中断措置(注2)

#### 弁済について誠意がない債務者に対する強制的な措置

- ·強制履行の請求等 (注3) 「一般債権]
- ・滞納処分の執行

[国税徴収等の例による債権]

#### その他

- ・延滞金の取扱い
- ・管理の引継ぎ

・徴収停止、みなし消滅及び不納欠損等 (注4)

#### (注1) 国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている特定の債権

徴収官庁に**自力執行権**が与えられている債権であり、**「国税徴収等の例による債権」**ということにする。

また、国税徴収等の例による債権以外の歳入金債権は、**民事執行法**(昭和54年法律第4号)に基づく**強制執行の手続**を要し、このような一般の債権を**「一般債権」**ということにする。

#### (注2) 時効中断措置

民法上の時効中断事由は、「**請求」、「差押え、仮差押え又は仮処分」、「承認」**であるが、「請求」については、催告のみでは6か月以内に裁判上の請求等をしなければ時効中断の効力が失われるため、一般債権については強制履行の請求等や仮差押え等の措置を、国税徴収等の例による債権については差押え等の措置を改めてとる必要がある。「承認」については、**債務確認書の徴求や一部弁済の受入れ**等が該当する。

#### (注3) 強制履行の請求等

強制履行の請求等の措置としては、**担保権の実行**(保証人に対する履行の請求を含む。)、債務名義のある債権についての**強制執行**、訴訟又は 非訟手続による履行の請求(**訴訟提起、調停の申立て**)があり、担保権の実行の一部を除き**法務大臣に請求して措置をとることになる**。

#### (注4) みなし消滅、不納欠損

国の債権のうち、公法上の債権は、別段の規定がないときは、時効消滅に関して債務者の援用を要しないとされているが、時効消滅につき債務者の援用を要する債権であっても、**消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効を援用する見込みがある場合など**は、債権のみなし消滅の処理が認められている。みなし消滅は、債務者である**法人の清算の結了や破産等による免責の場合**にも認められる。

歳入徴収官は、調査決定をした歳入に係る債権が、免除、消滅時効の完成と債務者の援用、みなし消滅等の事由に該当するときは、直ちに歳入が収納できない事由を明らかにした書面を作成し、不納欠損として整理することとされている。

# 主な勧告事項

## 現状·実態

## 調査結果1 国の歳入金債権の動向からみた課題

国の債権等の現状は、 年度末一時点の数字だけ からは読み取れない

- 毎年度多額の歳入金債権が 発生、消滅
- ・年度末の現在額が大きい府 省等と年度中の発生額・消 滅額が大きい府省等は、異 なる **P5** 6

履行期限が到来した債権 の回収が進んでいない状 況が、一般会計及び特別 会計の随所にうかがわれ

P6

・国の財政状況の**情報開示と行政としての説明責任の履行** が強く求められる。情報開示と説明責任の履行は**、行政 自身の業務管理も向上** 

情報開示と説明責任の履行はこれを促す意味でも重要

#### 調査結果2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等

債権管理機関の債権管理 には、事務の各段階を通 じて問題点がみられる

P9 - 10

全体として、 実務マニュアルの整備 は低調

- ・国税徴収等の例による債権 のマニュアルが整備されて いない機関が存在
- ・一般債権のマニュアルの充 実は一部機関のみP10 /

出先機関では、債権管 理事務に初めて従事す る職員が8割弱

債権管理事務に関する 研修の受講実績がない 職員が6割弱

**P8** 

- ・調査結果に照らしても、債権管理事務をより効果的・効率的なものとしていくことが必要
- ・事務の各段階で**実務マニュアルの不備やノウハウ不足に起因する問題**が存在「マニュアルがない」等として資力調査や強制的な措置に消極的
- ・他方、実務マニュアルを整備し、積極的に業務実施の事例あり
- ・担当職員の従事経験の状況に照らしてもマニュアルの必要性は大
- ・マニュアル整備により、研修の充実、内部監査の実効性向上等も

# 勧告要旨

## 〇国の債権に係る情報開示の充実

財務省は、国の債権に係る情報 開示の充実を図るため、国の年度 末の債権現在額と年度中の債権発 生額及び消滅額並びに消滅の内容 等が一覧性のある形で開示される よう、各府省の情報開示の方法等 を検討し、調整を行うこと

# 勧告要旨

## 〇効果的かつ適切な債権管理事務の推進

- ① 各府省(全府省)は、調査により明らかとなった事務処理上の問題点等を踏まえ、 債権の種類・態様に沿った具体的な事務手順、判断基準等を内容とする実務マニュアル を、必要に応じ財務省及び法務省に助言を求めつつ整備・見直しすること、担当職員の 研修を計画的に実施するとともに、内部監査を活用し事務の適切な実施を推進すること
- ② 財務省は、各府省がマニュアルの整備を行う際に必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行い、引き続き財務省が実施する研修において、 債管法の基本的なルールの一層の徹底を図ること
- ③ 法務省は、各府省が強制履行の請求等の手続を進める上で必要な助言を行うとともに、 各府省が実施する研修について必要な協力を行うこと

# 主な勧告事項(続き)

## 制度・仕組み

○ 給付金、助成金等の返納金債権

受給者側の受給資格違反や届出義務違反、 行政機関側の事務処理の誤り等による**過誤 払い**があった場合に、返納金債権が発生

- ⇒ 発生そのものが望ましくない債権 発見が遅れれば、金銭が費消されて 回収困難となったり、再度の過誤払 いが発生して債権額が累積
- 物件使用料債権·電波利用料債権等

使用料等の支払いが滞った場合にも、許可 等が解除されず**継続・更新**される場合

⇒ 債権額が累積し、滞納が拡大 債務者の弁済意欲を損なう

## 現状•実態

○ 労災年金業務では、受給者等の生存確認について住民 基本台帳ネットワークシステムの活用が進んでいない。

受給者死亡の場合、遺族からの死亡届の未提出等により過誤払いが発生し、場合によっては、年一回の定期報告書未提出による支給停止まで 過誤払いが繰り返される

- 許可の取消等が法律上可能であるが、滞納者に対して 一律に許可等の更新が行われている
  - ・**道路占用許可に伴う占用料**では、滞納者の占用許可の更新 を行っている例が広くみられる【国道事務所等の物件使用料債権】

未納の場合、監督処分(占用許可取消、原状回復の命令等)が可能

・電波利用料では、未納の場合の無線局の運用停止命令等の基準が定められていなかったこと、滞納処分を優先的に実施してきたことなどの理由で、滞納者の免許の更新を行っている 【総合通信局の電波利用料債権】

未納の場合、無線局の運用停止命令、さらに、同命令に従わない場合は、免許取消が可能

## 勧告要旨

- 〇滞納の拡大防止対策等の的確な実施
- ① 厚生労働省は、労災年金受給者等の生存確認に住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること
- ② 国土交通省は、物件使用料債権の滞納者について、占用許可を取り消す、更新しない等の措置を検討すること
- ③ 総務省は、電波利用料債権の滞納者について、無線局の運用停止の命令を行う、免許を取り消す、更新しない 等の措置の運用基準等を検討すること

#### 国の歳入金債権の動向からみた課題 調査結果1

## 現状•実態

平成13年度末から16年度末にかけての歳入金債権の現在額、発生額、消滅額等を、195機関について調査分析

債権管理事務を実施している貯金事務センター8機関、法定受託 事務として国の債権管理事務を実施している都道府県10府県

(注1) 本府省44機関、出先機関133機関、国の委託を受けて恩給等の (注2) 厚生保険特別会計(年金勘定・業務勘定)及び国民年金特別会計は、 今回調査の対象外

> 【別途「年金に関する行政評価・監視」(16年10月及び12月勧告)、 「厚生年金保険に関する行政評価・監視」(18年9月勧告)で調査勧告】

「年度末の現在額」、「年度中の発生額」・「年度中の弁済額」、「不納欠損額」を比べた場合、それぞれの金額の大きい府 省、金額の大きい特別会計等は大きく異なり、必ずしも一致していない。

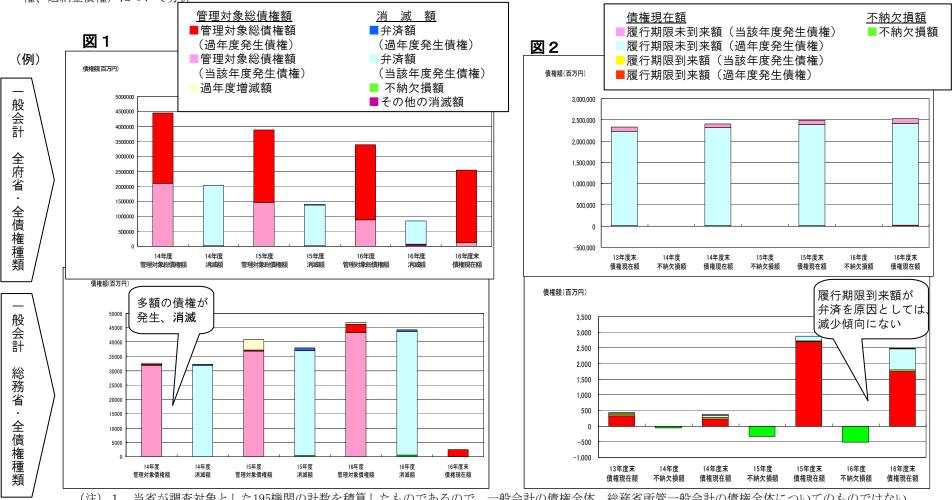
調査した195機関における一般会計歳入金債権に係る各金額の大きい府省・特別会計歳入金債権に係る各金額の大きい特別会計 (単位:億円、%)

		一般会計					特 別 会 計			
		金額 A	金額の大き	きい府省 (カ	ッコ内はAに	対する割合)	金額 B	金額の大きい特別会計	(カッコ内はBに対する割合)	
16年度末現在額		25, 457	文部科学省 2	20, 781 (81. 6)	経済産業省	4, 079 (16. 0)	48, 674	道路整備 19,656(40.4 産業投資 5,710(11.7 空港整備 4,128(8.5	) 国営土地改良事業 5,065(10.4)	
	うち履行 期限到来額	213	内閣府 外務省	130 (61. 0) 18 ( 8. 5)	財務省 総務省	26 (12. 2) 18 ( 8. 5)	1, 667	貿易再保険 696 (41.5 食糧管理 296 (17.7 厚生保険【健康勘定等】 104 ( 6.2	) 労働保険 115(6.9)	
16年度発生額		8, 904	農林水産省 文部科学省 内閣府	3, 155 (35. 4) 1, 084 (12. 2) 605 ( 6. 8)	財務省 国土交通省	2, 265 (25. 4) 746 ( 8. 4)	37, 400	道路整備 8,083(21.6) [ 厚生保険【健康勘定等】 4,799(12.8) [ 労働保険 3,913(10.5)	) 空港整備 4,107(11.0)	
16年度弁済額		7, 773	農林水産省 内閣府 総務省	3, 155 (40. 6) 615 ( 7. 9) 438 ( 5. 6)	財務省 国土交通省	2, 277 (29. 3) 611 ( 7. 9)	43, 718	道路整備 9,897(22.6 国債整理基金 6,224(14.2 治水 4,048(9.3	) 厚生保険【健康勘定等】4,799(11.0)	
16年度不納欠損額		6. 3	総務省 内閣府	5. 1 (81. 0) 0. 4 ( 6. 3)	財務省 厚生労働省	0.6(9.5) 0.1(1.6)	26. 3	厚生保険【健康勘定等】 12.6(47.9) 自動車損害賠償保障事業 3.3(12.5)		

<sup>(</sup>注) 1 当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものであるので、国の歳入金債権全体についてのものではない。

<sup>2</sup> 内閣府は、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁及び金融庁を含む。防衛庁については、16年度末履行期限到来額120億円(56.3%)、 16年度発生額564億円(6.3%)、同弁済額570億円(7.3%)及び同不納欠損額0億円(0%)となっている。

- 一般会計及び特別会計の全般において、各年度末の現在額の数字からは読み取ることができないが、毎年度、多額の歳入
  - 金債権が発生し、弁済等によって消滅している。 (図1)
- **履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況**が、一般会計及び特別会計の随所にうかがわれる。(注) (図2)
- (注) ①平成16年度末において履行期限到来額の割合等が高い6府省(一般会計)及び12特別会計の債権、並びに②一般に履行期限が早期に到来する債権種類(損害賠償金債 権、返納金債権)について分析



- (注) 1 当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものであるので、一般会計の債権全体、総務省所管一般会計の債権全体についてのものではない。
  - 2 管理対象総債権額とは、過年度に発生した債権の当該年度への繰越額(前年度末の債権現在額)と当該年度の発生債権額を合計した額をいう(ただ し、前年度末の債権現在額については、翌年度に増減処理がされた場合は、処理後の額としている)。
  - 3 総務省の債権現在額の図(右側)における平成14年度末から15年度末にかけての過年度発生債権履行期限到来額(赤色の部分)の増は、主に総務省 本省の返納金債権(郵政公社発足に伴い、郵政事業特別会計の恩給業務に係る返納金を15年度より組入れ)によるものである。

- 消滅額のほとんどは弁済によるもの(表1)
- 調査対象機関における不納欠損額の状況は表2のとおり ただし、不納欠損処理等に向けた事務処理が遅滞なく進められていない事例も多いこと、また、歳入としての調査決定が 行われていない時期に免除を行っているために不納欠損額ではない「その他」に区分される事例もあることに留意が必要

### 表 1 調査した195機関における消滅額の状況

(単位:億円)

			一般会計		特別会計		
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
弁済額	а	20, 182	13, 787	7, 773	32, 493	30, 338	43, 718
不納欠損額	<u></u> b	2	11	6	41	23	26
その他	С	144	115	725	214	24	4
消滅額 a	a + b + c	20, 328	13, 913	8, 504	32, 748	30, 385	43, 748

- (注) 1 当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものであるので、国の歳入金債権全体についてのものではない。
  - 2 「その他」に区分された免除の主な事例としては、文部科学省(一般会計)の独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権の免除(14年度144億円、15年度114億円、16年度724億円)、自動車損害賠償保障事業特別会計の独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権の免除(15年度22億円)がある。

#### 表2 平成14年度から16年度の府省(一般会計)ごと・特別会計ごと・年度ごとの不納欠損額の状況

	_	般 会 計	特 別 会 計
不納欠損額の 金額が大きい	1億円以上のもの 国土交通省 総務省 総務省	(15年度 5.7億円) (16年度 5.1億円) (15年度 3.2億円)	10億円以上のもの 空港整備 (14年度 13.9億円) 厚生保険【健康勘定等】(16年度 12.6億円) 厚生保険【健康勘定等】(15年度 12.6億円)
消滅額に対する 不納欠損額の割合が 大きい カッコ内の数字は不能 欠損処理額	環境省 国土交通省 総務省 総務省 内閣府(注)	(15年度 6.0% 0.7億円) (15年度 1.4% 5.7億円) (16年度 1.2% 5.1億円) (15年度 0.9% 3.2億円) (16年度 0.8% 0.4億円)	自動車損害賠償保障事業(16年度 7.6% 3.3億円) 自動車損害賠償保障事業(15年度 2.7% 2.0億円) 船員保険 (15年度 0.8% 1.3億円)

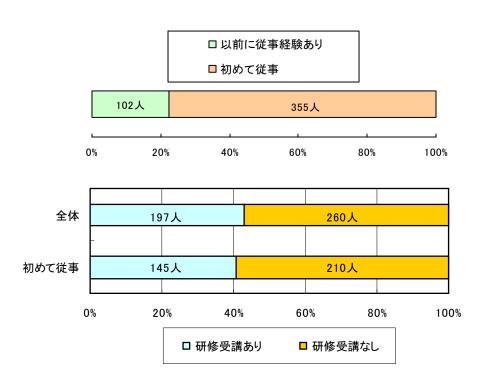
- (注) 1 当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものであるので、国の歳入金債権全体についてのものではない。
  - 2 内閣府は、防衛庁(現在は防衛省)を含んでいない。

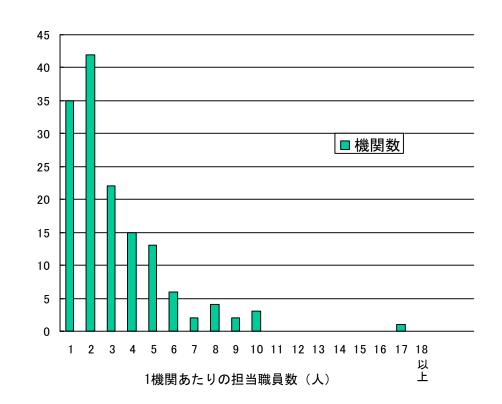
# 調査結果2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等

## 現状・実態 (1)債権管理事務の実施体制

調査した出先機関、貯金事務センター及び都道府県の145機関で、平成17年11月末現在、457人(注)の職員が債権管理事務を担当

- ① 債権管理事務に**初めて従事した職員**が8割弱、担当職員のすべてが債権管理事務に初めて従事した職員である機関が半数超
- ② 債権管理事務に関する**研修の受講実績がない職員**が6割弱
- ③ 担当職員数1~2名の機関が半数超(77機関)、1名のみが24%(35機関)
- (注)債権管理以外の事務を兼任している者を含む。





## 現状・実態 (2)債権管理事務の処理状況

- 債権管理事務の**各段階を通じ、法令等で定められた事務が適切に実施されていない事例等**が幅広くみられる
  - ・「債権管理簿への未登載」「督促の未実施」 ⇒ 基本的な事務処理の問題
  - ・「資力調査を適切に実施できていない」「強制的な措置を適切に実施できていない」 ⇒ 財産管理者としての判断の問題
- ◇ その一方で、効果的な取組事例も一部にみられる。

### 債権管理簿

○マニュアルの規定に反し、原因者不明の債権を管理簿に登載していない

【中部森林管理局の損害賠償金債権】

○原因者不明の段階では、管理簿に登載されていない

【国道事務所及び開発建設部(23機関)の 公共事業費受益者等負担金債権】

#### 督 促

- ○延滞金の発生が回収を困難にするとして法律に基づく督促状を送付していない等
- 【国道事務所及び開発建設部(10機関)の 公共事業費受益者等負担金債権等】

○歳入徴収官名による正式な督促状を送付していない

【金沢南社会保険事務所の返納金債権等】

○マニュアルどおりに督促を実施していない

【貯金事務センター7機関の返納金債権】

<効果的事例> ◇無人で督促できる電話応答システムの活用

【中国総合通信局の電波利用料債権】

## 資力調査

- ○市町村等の回答拒否を理由に資力調査を実施していない
  - 【東京法務局の損害賠償金債権】【関東経済産業局の返納金債権等】
- ○マニュアルが示されていないこと等から十分な資力調査を実施していない 【国立長寿医療センターの病院等療養費債権】 【国道事務所2機関の公共事業費受益者等負担金債権等】
- ○差押えは債務者の経営破綻につながるとして資力調査を実施していない

【宮城労働局の保険料債権】

#### 時効中断措置 (債務確認書)

- ○時効中断方法(債務確認書)を認識しておらず中断に取り組んでいない 【大宮国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権】
- ○少額の滞納債権について債務確認書の徴求等による中断に取り組んでいない

【沖縄総合通信事務所の電波利用料債権】

○文書督促は行うものの債務確認書の徴求等による中断に取り組んでいない

【外務省の帰国費貸付金債権】

<効果的事例> ◇定期会議を開催しルールを定めて中断措置に取り組んでいる 【沖縄県農林水産部の不動産売払代債権】

## 強制履行の 請求等

○強制履行の請求等のノウハウがないとして請求等を実施していない

【社会保険事務局・所4機関の返納金債権等】 【長野労働局の損害賠償金債権等】

○強制履行の請求等をマニュアルの規定どおりに実施していない

【横浜貯金事務センターの返納金債権】

<効果的事例> ◇独自のマニュアルを作成し積極的に請求等を実施

【北海道財務局の物件貸付料債権】

## 現状・実態 (2)債権管理事務の処理状況(続き)

#### 滞納処分

- ○滞納処分のノウハウもないなどとして徴収職員を任命していない 【国道事務所等31機関の公共事業費受益者等負担金債権等】
- ○国税徴収等の例による債権との認識がないために徴収職員を任命していない

【国立武蔵野学院の費用弁償金債権】

○事業所に与える経済的な影響が危惧されるとして差押え等の実施を検討していない

【労働局2機関の保険料債権】

<効果的事例> ◇独自のマニュアルを作成し積極的に滞納処分を実施

【京都労働局の保険料債権】

## 延滞金

○マニュアルが不適切なため延滞金を徴収していない

【労働局8機関の不正受給に係る返納金債権の延滞金債権】

○マニュアルの規定に反し、あるいはマニュアルが不明確なため延滞金を徴収していない

【労働局6機関の第三者行為災害による損害賠償金債権の延滞金債権】【国道事務所及び建設開発部13機関の物件使用料債権等の延滞金債権】 【社会保険事務局・所20機関の損害賠償金債権等の延滞金債権】

#### 管理の引継ぎ

○遠方の債務者について他の債権管理機関への管理の引継ぎを検討せず有効な取立てができていない

【社会保険事務局・所2機関の返納金債権等】【国道事務所2機関の公共事業費受益者等負担金債権等】

<効果的事例> ◇マニュアルに基づき積極的に引継ぎを実施

【貯金事務センターの返納金債権】

## 徴収停止・ みなし消滅等

○徴収停止・みなし消滅・不納欠損に向けた事務処理が進められていない等

【福岡保護観察所、福岡地方検察庁、近畿農政局、特許庁、東北地方整備局、防衛医科大学校、労働局6機関、宮城県産業経済部(現在は農林水産部)、埼玉県農林部、外務省本省】

## 現状・実態 (3)実務マニュアルの整備等の状況

① 国税徴収等の例による債権について、実務マニュアルの整備が低調な債権管理機関が存在する

【国道事務所等】

② 一般債権について、実務マニュアルの内容が充実しているのは、一部の債権管理機関に限られる

【林野庁のマニュアルと北海道財務局のマニュアルは、資力調査の方法や強制履行の請求等の手続の内容が比較的充実】

- ③ 一つの債権管理機関の中で、国税徴収等の例による債権の実務マニュアルは整備されていても、
  - 一般債権の実務マニュアルが整備されていないという状況が存在する

【労働局、社会保険事務局・所】

◇ 弁護士等専門家の活用及びブロック機関等上部機関による府県単位機関等の支援の効果的事例も一部にみられる

# 〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 財務、経済産業等担当評価監視官室

ふじわら ていいち

評 価 監 視 官:藤原 禎一 (内線2473)

じょうだい みつ お

総括評価監視調査官:城代 充郎 (内線2570)

やま ね けん

上席評価監視調査官:山根 健 (内線2621)

電話(直通) 03-5253-5435

(代表) 03-5253-5111

F A X 03-5253-5436

E-mail kans2024@soumu.go.jp